

令和 2 年度

白河市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

白河市監査委員

3監第29号

令和3年8月24日

白河市長 鈴木和夫様

白河市監査委員 片山拓央

白河市監査委員 繩田角郎

令和2年度白河市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94条）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果についての意見を次のとおり提出します。

令和2年度白河市健全化判断比率意見書

1 審査の対象

令和2年度白河市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和3年8月10日から令和3年8月23日まで

3 審査の概要

審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.62	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.62	30.00
実質公債費比率	10.4	11.4	△1.0	25.0	35.0
将来負担比率	53.0	70.1	△21.5	350.0	—

※1 「—」は、実質赤字額及び連結赤字額が生じないため、比率が表示されない。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は、総務省が示すものである。

（2）個別意見

○実質赤字比率について

令和2年度の決算に基づく実質赤字比率については、実質赤字額が無いため、算定されない。

○連結実質赤字比率について

令和2年度の決算に基づく連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が無いため、算定されない。

○実質公債費比率について

令和2年度の決算に基づく実質公債費比率は、3ヶ年平均で10.4%となり、前年度に比して1.0ポイント減少しているため、引き続き財政健全化に取り組み、更なる改善に努められたい。

○将来負担比率について

令和2年度の決算に基づく将来負担比率は53.0%となり、前年度に比して統計上のルール面等もあり17.1ポイント減少しているが、引き続き公債費等の負担軽減に努められたい。

令和2年度白河市資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

白河市水道事業会計
白河市工業用水道事業会計
白河市下水道事業会計
白河市地方卸売市場特別会計
白河市土地造成事業特別会計

上記各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和3年8月10日から令和3年8月23日まで

3 審査の概要

審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

なお、公共下水道特別会計、農業集落排水事業特別会計、及び個別処理排水事業特別会計は、令和2年度より下水道事業会計へ移行している。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査対象の資金不足比率は、次のとおりである。

○資金不足比率

(単位：%)

区分	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
地方卸売市場特別会計	—	—	20.0
土地造成事業特別会計	—	—	20.0

※1 「—」は、資金不足額が生じないため、比率が生じないことを示す。

※2 経営健全化基準は、総務省が示すものである。

(2) 個別意見

○資金不足比率について

前記会計において、令和2年度の資金不足は無く、資金不足比率は算定されない。

なお、事業の推進に当たっては、より一層自主財源の確保に務めるとともに、限られた財源の効率的・効果的な運用を念頭において、安定した事業経営に努められたい。

令和2年度 健全化判断比率等の概要

用語	算式
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額 標準財政規模 × 100
①	地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。 ○早期健全化基準:12.62% (標準財政規模により算定) ○財政再生基準 :20.0 %
連結実質赤字比率	連結実質赤字額 標準財政規模 × 100
②	下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。 ○早期健全化基準:17.62% (標準財政規模により算定) ○財政再生基準 :30.0 %
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) × 100 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
③	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。 ○早期健全化基準:25.0% ○財政再生基準 :35.0%
将来負担比率	将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等 に係る基準財政需要額算入見込額) × 100 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
④	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。 ○早期健全化基準:350.0% ○財政再生基準 :なし
資金不足比率	公営企業会計の資金の不足額 公営企業会計の事業の規模 × 100
⑤	公営企業の資金の不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。 ※事業規模=営業収益の額-受託工事収益の額 ○経営健全化基準:20.0%
用語	基準比率以上となった場合の対応
財政健全化計画	○健全化判断比率(上記の①～④)のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、『財政健全化計画』を定めなければならない。
財政再生計画	○再生判断比率(上記の①～③)のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、『財政再生計画』を定めなければならない。
経営健全化計画	○資金不足比率(上記の⑤)が経営健全化基準以上の場合には、『経営健全化計画』を定めなければならない。